

千葉市公告第340号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月24日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

千葉市防災行政無線（同報系）デジタル戸別受信機等設置業務委託

(2) 委託業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日翌日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市緑区大木戸町317外

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ただし、キ、クについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては当該特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(4) 過去15年間（平成18年度から令和2年度）に完成し引渡しの済んだ防災行政無線（同報系）戸別受信機設置に係る契約を元請けとして履行した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局防災対策課

電話 043-245-5113

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布方法 電子メールにて配付する。希望者は、第5項のとおり入札説明書と合わせて申請すること。
- (2) 提出場所等 公告の日から令和3年6月2日(水)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送(必着)により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、期日までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の配付

入札説明書は、電子メールにて配付する。希望者は、公告の日から令和3年6月2日(水)までに、下記のとおり電子メールで申請すること。

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)

- ・宛先メールアドレス：bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp
- ・件名：【入札説明書配付希望】千葉市防災行政無線(同報系)デジタル戸別受信機等設置業務委託
- ・内容：会社名、会社住所、氏名、電話番号

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和3年6月8日(火)午後3時00分

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札及び開札は、入札書の事前提出による非参加型で実施する。入札書を郵送により提出する場合は、前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着で郵送すること。

入札書の提出期限は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日当日の午後2時00分まで必着とする。

- (2) 入札及び開札の場所 総務局防災対策課

- (3) 入札方法 総価で行う。

- (4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条各号のいずれかに該当する場合は免除。)

- (5) 最低制限価格 有

- (6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、再度入札を行う。

- (7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約条項等については、千葉市総務局防災対策課で閲覧できる。

- (5) 詳細は、入札説明書による。